

6 入学金・授業料等について

本校は、日本文化教育協会の下に設置されたいわば「私立学校」で、日本国内で地方自治体や中央政府によって設置される公立学校とは違います。このため、次表「日本文化教育協会会費等一覧」の正会員個人の欄に記載されている入会寄付金、入学金、授業料などを保護者の負担で納入していただくことになっております。また、法人企業正会員には入学金と月例会費を納入していただいております。

〈令和7年7月現在〉

日本文化教育協会会費等一覧					
正会員	項目	納入時期	金額	付帯説明	改定・施行日
法人	入会金	入会時一時金	US\$ 2,000	法人本社資本金 50 億円まで	1992 年 5 月 26 日
			US\$ 4,000	法人本社資本金 100 億円まで	
			US\$ 6,000	法人本社資本金 200 億円まで	
			US\$ 8,000	法人本社資本金 200 億円以上	
	月例会費	基準会費	AR608,400		2025 年 7 月 1 日
		法人子息費	ARS276,100 /人	通学児童生徒一人に就き、追加納入	2025 年 7 月 1 日
個人	(入会) 寄付金	* 入会時一時金	US\$ 2,000	一会員に就き入学時支払	2003 年 4 月 1 日
		* 月例納入	US\$ 84	一会員に就き。子女就学期間中に限定し支払	2005 年 4 月 1 日
	入学金	児童生徒入学時	ARS911,700	児童生徒一人に就き入学時支払	2025 年 7 月 1 日
	授業料	月例納入	ARS911,700	児童生徒一人に就き	2025 年 7 月 1 日
	その他	・スクールバス代金、その他教材費など実費経費は学校からの請求に基づき、納入されるものとする。			
	注記 *	個人正会員は入会寄付金として、入会時一時金 2000 米ドルもしくは月例寄付金 84 米ドル相当亜国通貨（前月末日亜国国立銀行公表レート仲値適用）のいずれかを選択して納入することができる。また運営細則 5-4）通り、法人正会員に属する個人正会員は法人入会金の負担により、個人正会員の入会寄付金はその支払の対象とはならない。			

令和6年3月時点（28人）でのスクールバス代は児童生徒一人につき月額見込みで、74,480ペソです（年度途中で値上がりすることもあります）。実費精算方式で、授業料などに併せて請求いたします。これらの納入金は児童生徒を通じて振込用紙にて請求しますので、Banco Santander Rio 銀行の各支店で毎月5日までにお支払いください。なお、その他教材費は支出が発生した都度徴収させていただきます。

※2022 年 1 月から、入学金・授業料、法人会費・子息費が四半期毎に改定されるようになる。

※2022 年 7 月～9 月は改定せず、4 月～6 月と同じ金額。